

令和4年第1回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月15日（火）午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第3号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第6号 取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について

議案第7号 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第9号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第11号 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について

議案第12号 取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 取手市消防団条例の一部を改正する条例について

議案第16号 市道路線の認定について

議案第17号 市道路線の変更について

日程第6 議案第19号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）

日程第7 議案第20号 令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第23号 令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度取手市一般会計予算

日程第 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第 2 7 号 令和 4 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 8 号 令和 4 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 9 号 令和 4 年度取手市介護保険特別会計予算

議案第 3 0 号 令和 4 年度取手市競輪事業特別会計予算

議案第 3 1 号 令和 4 年度取手地方公平委員会特別会計予算

日程第 10 議案第 3 2 号 令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 3 号 令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 9 号）

日程第 11 請願第 2 9 号 国保税の引下げ、基金の公平な還付（還元）を求める請願書

日程第 12 選挙第 4 号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

日程第 13 閉会中の所管事項調査の申し出及び閉会中の所管事務調査の申し出について

令和4年 3月 3日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 久保田真澄

一部事務組合議会の報告

龍ヶ崎地方衛生組合議会について、議員として下記のとおり出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 会議開催日 令和4年2月14日（月）午後2時～ 2月25日（金）午後2時～
2. 会議等名称 令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合全員協議会
令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会
3. 内容 下記のとおり。

●令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合 全員協議会

(1) 令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会提出予定案件
議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選出について

議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

(2) 稲敷、龍ヶ崎地方3組合の統合、複合化について

(3) その他（議員定数の協議）

●令和4年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会

提出された議案第1号から4号まで1人の議員から質疑がありましたが4案とも全員一致で可決されました。

一般質問について通告が1名からあり、行われた。

令和4年3月3日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 3 号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 4 号	取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5 号	取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 6 号	取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 7 号	取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 14 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 15 号	取手市消防団条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 31 号	令和4年度取手地方公平委員会特別会計予算	原案可決

令和4年3月4日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第8号	取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	否決
議案第10号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第22号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第23号	令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第27号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第29号	令和4年度取手市介護保険特別会計予算	原案可決

令和4年3月7日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第11号	取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	市道路線の認定について	原案可決
議案第17号	市道路線の変更について	原案可決
議案第20号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第26号	令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和4年度取手市競輪事業特別会計予算	原案可決

令和4年3月10日

取手市議会議長
金澤克仁殿

一般会計決算・予算審査特別委員会
委員長 染谷和博

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第19号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）	原案可決
議案第25号	令和4年度取手市一般会計予算	原案可決
議案第32号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第33号	令和3年度取手市一般会計補正予算（第19号）	原案可決

議案第9号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関 川	翔
〃	〃	岩 澤	信
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	染 谷	和 博

提案理由

令和4年度から取手市立かたらいの郷の利用時間を変更するに当たり、7月から9月までの期間については、利用終了時間を午後5時までではなく、午後7時までとするよう修正提案するものです。

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第 9 号 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第 9 号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正前（対応する修正後の欄はこの欄の後に記載）		
(利用時間及び休館日)		
第 4 条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。		
施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娛樂室 リラクゼーションルーム 交流広場	<u>午前 9 時から午後 5 時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	<u>午前 10 時から午後 5 時まで</u>	

修正後（対応する修正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
研修室(A) 研修室(B) 清風の間 クッキングサロン ファミリーサロン かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 リラクゼーションルーム 交流広場	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	(略)
つつじの湯 大利根の湯	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前10時から午後7時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前10時から午後5時まで</u>	

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関 戸 勇
〃	〃	加 増 充 子
〃	〃	細 谷 典 男

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するよう修正提案するものです。

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第10号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減額し、又は免除する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の</u></u></p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減免する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得</u></u></p>

被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

4 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

令和4年3月4日

取手市議会議長
金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

請願審査報告書

本委員会は、令和4年2月28日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第29号	国保税の引下げ、基金の公平な還付(還元)を求める請願書	不採択	

令和4年3月1日

取手市議会議長
金澤克仁様

議会運営委員会
委員長 佐藤隆治

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的

所管する事項の調査を行い、議会運営の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和5年第1回定例会まで

令和4年3月3日

取手市議会議長
金澤克仁様

総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 総務部の所管に関する事項
- (2) 政策推進部の所管に関する事項
- (3) 財政部の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について
- (7) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和5年第1回定例会まで

令和4年3月4日

取手市議会議長
金澤克仁様

福祉厚生常任委員会
委員長 関川 翔

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 福祉部の所管に関する事項
- (2) 健康増進部の所管に関する事項
- (3) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和5年第1回定例会まで

令和4年3月7日

取手市議会議長
金澤克仁様

建設経済常任委員会
委員長 染谷和博

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和5年第1回定例会まで